

2013年9月定例会 総括質問

10月8日・神山悦子県議

神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。大震災・原発事故から間もなく2年7ヶ月です。約14万4千人の避難者、そのうち5万人余が県外へ避難しており、いまま故郷に戻れずにいます。原発事故の収束なくして県民の安心した暮らしも復興もありえないことを申し上げ、以下3つの点から質問いたします。

まず原発汚染水問題についてです。安倍首相のI O C総会での発言といい、今議会の全員協議会でエネ庁と規制庁の「物理的に海に流れ出ているが、影響はブロックされている」などと、私たち福島県民には理解しがたい詭弁を繰り返しています。私たちは国や東電にも求めましたが、県も「放射能で海を汚さない」これを汚染水問題の大前提に置くことを求めます。それを前提に、まず県は汚染水が「ブロックされている」と認識しているのかどうかがあります。

生活環境部長

汚染水による影響がブロックされているとの安倍総理の発言につきましては、海域のモニタリングの結果から、その影響は近海で確認されていないとの趣旨で述べられたものと考えております。汚染された地下水の海への漏洩や、地上タンクからの漏洩は連続して発生し、汚染水問題は依然解決の見通しが立たない厳しい状況にあるものと認識しております。国際オリンピック委員会における総理の発言はまさに国際公約であり、国は早期解決に向け、国の威信をかけて総力を挙げて取り組み、確実に結果を出していくべきものと考えております。

神山県議

いまの部長の答弁は、I O C総会での首相の発言、海域からはほとんど（放射性物質が）出てないから大丈夫だと、県も同じ認識だということですか。

生活環境部長

汚染水については、汚染された地下水の海への漏洩、度重なる汚染水のトラブル、そういった厳しい状況にあるなかで、国が実施しているモニタリングの結果では、放射性物質の濃度は基準値を大幅に下回っていると確認されております。いずれにしても非常に厳しい状況である。そのなかで国には非常事態という認識の下、国・東電には結果を出してもらおうと。県といたしましてはモニタリングを強化する。また、国・東電のモニ

タリングを含めて、廃炉安全監視協議会でしっかり確認してまいる考えであります。

神奈川県議

部長に、このパネルを見ていただきたいと思います。これは私どもの新聞でも報道したんですが、首相は八の字型の港湾内は大丈夫だから、と言ったんですね。影響というのは、物理的には流れているけど影響はないみたいな変な話なんですけれど、東京電力も言ってますよ。ここの開いてるところから毎日50パーセントずつ入れ替わっていると認めてるんですよ。しかも、この港湾のところだけ問題にしているわけではありません。いま部長が後段でおっしゃったように、タンクの汚染水漏れはもう外洋に流れてるでしょ。だったら国と同じような答弁をされていていいんですか。もう一度おたずねいたします。

生活環境部長

いまお話ありましたように、原発の港湾内と外海の海水、これは潮の満ち干により行き来しております。近海のモニタリングの結果から、現在、その影響は確認されていないということでもありますけれども、地下水が汚染されて海へ流出している、いまお話ありましたようにタンクから漏洩した一部が外洋に出た恐れがあると。そういった中で県としては緊急にモニタリングを強化して、周辺の影響が懸念される場所でございますので、しっかり確認まいる考えであります。

神奈川県議

部長の最初の、県としての認識が弱いと思います。ここをきちんと言わないから、いろいろ解釈が変わるわけですよ。東電は8月21日に、原発事故後の2年間で通常運転時の海への年間放出基準の100倍にあたる、最大30兆ベクレルもの汚染水が海に流出していたという試算結果をようやく発表したんですね、遅すぎますよ。しかしトラブルは今月に入っても続いております。ALPSも人為的なミスで再稼働後すぐに止まりました。傾いてるタンクに雨水を入れすぎて漏れたり、昨日は原子炉注水ポンプの停止が発生しましたし、まったく呆れて目を覆いたくなるほどのずさんさではありませんか。ですから、この事実をきちんと認識するのであれば、県としては汚染水も影響もブロックされていないと、この認識に立つべきだと思いますが、もう一度うかがいます。

生活環境部長

いまお話ありましたように、汚染水のトラブル、そして昨日は注水ポンプが作業ミスによって停止、またALPSも停止、これらも全て作業ミスが原因のトラブルが最近相次いでおります。そういったなかで、当然、東電の管理がもうずさんと言わざるを得ません。3日には東電に対しましては、手順そして管理、人員も含めました体制の構築について、報告をするようにと求めたところであります。また、いまお話をしましたよう

に、汚染水問題については喫緊の最大の課題でありますので、漏洩による影響がないように、また漏らすことがないように、対応を厳しく求める。そして我々はモニタリングをしっかりと厳しく監視してまいる考えであります。

神奈川県議

もう一度端的にお答えください。今度の汚染水の問題、ブロックされているのか、影響がブロックされているのか、端的にお答えいただきたいと思います。

生活環境部長

港湾内と外海、これは行き来しております。その影響を我々としては確認するために周辺の6地域をモニタリングを強化しました。そういった中で、港湾内と外海は行き来しておりますけれども、モニタリング結果から影響はいまのところ確認されておりませんが、決してその影響があってはなりませんので、しっかりとモニタリングをしてまいる考えであります。

神奈川県議

試験操業も始まってますよ。一番心配してないじゃないですか。県は調べていると言うし、東電も国も調べてます、海洋の汚染の状況を。いまのところはないというのが、国も東電もそう言うてるんですよね。県も調べてます。ストロンチウムなどベータ線が出るもの、県は調べてますか。いつ公表するんですか。

生活環境部長

ストロンチウムにつきましては、今回の汚染水の漏洩問題を受けまして、7月以降、6地点におきましてストロンチウムを含めた調査を毎月実施することといたしました。これからその結果を含めて、また事業者（東電）においてもストロンチウムを調査しております。そういったデータを廃炉安全監視協議会の評価部会を立ち上げましたので、そちらで専門員の方も含めて評価・検討してまいる考えであります。

神奈川県議

じゃあ、まだ結果は出ていないということですね、だから軽々に大丈夫だなんてことは絶対に言わないで頂きたいと思います。

ところで、この汚染水対策は地上ばかり見ていたのでは、抜本的な対策は取れないと思います。なぜタンクが傾くのか、地下水や汚染水がどこからどう流れているのか、敷地全体の構造を見る必要があると思います。

このパネルの、ここはトレンチがいっぱいあるところですが、元は埋立地だったと言います。だから海水と地下水が行き来してるのは当然なんです。ここの所も含めて全体を見る必要があると思います。

生活環境部長

前回の廃炉安全監視協議会におきまして、全体の敷地、地下水の状況、あるいは地層の状況も含めて、そういったものを把握する必要があるという専門員からの意見もありました。そういったものを受けまして、いま言ったタンクが設置されています所の地盤の状況、そういったものも意見を頂いております、東電の方にはその資料を提出するようにと申し上げております。そういった地下水の状況、あるいは地盤の状況につきましては今後そういった資料を提出を求め、そして専門員の意見を伺いながら確認をしてまいる考えであります。

神奈川県議

もう一点確認させてください。これは皆さんにも資料渡してます。これも専門員から出た資料だと思いますが。これは東京電力が第一原発をつくる時の設置許可を求める資料で、1966年—昭和41年7月に地図を出してるんですね。この細かい込み入ったところを見れば、全部ここに海に流れているというところを削って、10メートルの高さでつくったと言われています。だからこういう、そもそものところから地形を見て、ここ全体がどうなっているのかということ把握する必要があるし、そうしないとこの汚染水問題全体も見えてこないと思うんですね。このあたりはどうですか。

生活環境部長

原発敷地の状況あるいは地下水の状況でございますが、国の汚染水処理対策委員会において、現在地下水等の実測データを使用した三次元的な流動状況の解析を検討しております。そこには県の方の専門員がオブザーバーとして参加をして、検証状況を把握し、また必要なものについては資料を取り寄せ、そして廃炉安全監視協議会においてその解析結果については確認・検討してまいりたいと考えております。

神奈川県議

知事におたずねしたいと思います。県の廃炉安全監視協議会について、汚染水対策をはじめとする廃炉にむけた取り組みに関しては、私がいま申し上げた部分も含めて、専門性を持って国と東電に抜本対策を求めるべきだと思いますが、知事の認識をおたずねいたします。

知事

廃炉安全監視協議会におきましては、廃炉に向けた取り組みの安全の確保を図るため、原子力工学や放射線防護などの分野の専門家を専門員として委嘱し、その専門的知見から、国および東京電力の取り組みを監視してまいりました。さらに喫緊の課題である汚染水問題に対応するため、地質学・地盤工学・水産資源学の専門家3名を新たに専門員に

加え、体制の強化を図ったところであります。現在国において汚染水問題に関する基本方針に基づき取りまとめている抜本的対策を含めた具体策や、廃炉に向けた中長期ロードマップにおける溶融燃料取り出し等の様々な技術的課題について、これらを一つ一つ確認して必要な意見を申し上げていくためには、協議会の専門性を確保していくことが極めて重要であります。今後は新たに配置した原子力対策監との連携、そして課題に応じた専門員の委嘱などにより、協議会のさらなる専門性の向上を図って、国および東京電力の取組みを厳しく監視するとともに、必要な対策を求めてまいる考えであります。

神奈川県議

いま知事が答弁した方向で進める必要があると私も本当にあると思います。東電は全ての資料を全部出しても限りませんし、いま国が巨額の費用をかけて凍土方式をやると言ってますけれども、これにも疑問の声があがってます。そういうことを突き崩していくためにも、本当にこの汚染水問題どうやったら解決するのか。知事は私が最初に言ったように、“放射能で海を汚さない”この前提で、本気で専門員の皆さんの意見を聞いて、国と東電に汚染水対策を最優先でしっかり進めていただきたいと思いますのでもう一度ご答弁をお願いします。

知事

廃炉安全監視協議会につきましては、喫緊の汚染水問題に対応するため、地質学等の専門家3名を新たに専門員に加え、専門性の向上を図っているところであり、東京電力に追加的な資料を求めて、必要な情報を的確に把握し、その情報を専門的視点から調査検討した上で、既設タンクの漏洩防止対策の強化、また新設するタンクの信頼性の向上など、具体的な申し入れを行っているところであります。引き続き協議会の専門性を高めながら、必要な対策を求め、厳しく監視してまいる考えであります。

神奈川県議

次に賠償問題についてうかがいます。三つおうかがいいたします。個別補償に持ち込まれた賠償、加害者の東電の責任が見えてきませんが、国の指導を強化するように求めたいと思いますがどうですか。

原子力損害対策担当理事

個別事情による賠償請求につきましては、指針は賠償範囲の最小限の基準であることを東京電力に深く認識させた上で、被害者の視点に立った親身な対応と迅速・十分な賠償を行わせるよう、国にも重ねて要請してきたところであります。

今後、被害者一人ひとりに寄り添った賠償が確実になされるよう、紛争解決センターの和解仲介案を被害者の合意のもとで積極的に受け入れさせることも含め、強く求めてまいりたいと考えております。

神奈川県議

精神的賠償ですけれども、もういったん打ち切られた県民が大変多い。まだ、長期にわたる影響は続いておりますので、精神的賠償が継続されるように指針の見直しをぜひ求めていただきたいと思いますがいかがですか。

原子力損害対策担当理事

避難指示区域外の精神的損害につきましては、被害の実態に見合った賠償がなされるよう、これまで市町村長とともに、国・原子力損害賠償紛争審査会に対し、指針への適切な反映を求めるとともに、旧緊急時避難準備区域の住民に対しては、国において検討を行うこととしている“早期帰還者が直面する困難に着目した賠償”。これの対象にするよう要請してきたところであります。引き続き個別具体的な事情への対応も含め、最後までしっかりと賠償がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

神奈川県議

財物賠償についても問題だらけですね。いま賠償紛争審査会でも見直しの議論がなされていますけれども、古い住宅の評価が低くなる問題とか、賠償の最低水準を2割から6割に引き上げることについても異論があるんですけども、再取得可能な財物賠償になるように、ここもやはり指針の見直しが必要ですがお考えをお聞かせください。

原子力損害対策担当理事

宅地および建物の賠償につきましては、被害の実態との乖離が大きいことから、国・原子力損害賠償紛争審査会に対し、実態を把握し指針に的確に反映させるよう強く働きかけてまいりました。こうした取組みにより、審査会においては、現地調査や知事等から意見の聴取を行い、宅地や建物の再取得に必要な追加的費用等を新たに賠償の対象とする考えを示し、現在算定方法の議論が行われております。引き続き審査会の議論を注視しながら、十分な賠償を求めてまいる考えであります。

神奈川県議

三つ聞きましたけれど、いずれも指針の見直しがいま議論されています。今までもADRとか、指針に基づいてとか、東電も言いますよ。しかし東電を監督してるのは経済産業省なんですよ。なかなかそこがすすまないんです。個別案件に持ち込まれると補償されないんですよ。それは県が、そののところが一人ひとりまでちゃんとやる、これを強く国にも東電にも求めなきゃいけないですよ。もう一度お聞かせください。

原子力損害対策担当理事

特に個別の賠償についてのご質問ですけど、私どもの方にも電話相談をはじめ、弁護

士相談、さまざまなご相談が寄せられております。形を類型化できるものについてはADRの方、それから東京電力の方にも、これをいちいちですね、一つずつ審査するのではなく、もう一斉に上乘せなら上乘せするよとということ強く申してまいりました。ご承知のことと思いますが、ようやく精神的な障害あるいは要介護の方々に対する動きがようやく見られるところで、まだまだ十分だとは思っておりません。この点は要望書にも常に掲げてですね、知事あるいは副知事とともに毎回のよとに国にも働きかけて来ておりますし、今後もそこは重要なところだと思っておりますので、一人ひとりの損害が十分に賠償されますよと取り組んでまいりたいと思っております。

神奈川県議

指針の見直しが非常に大事なので、そこに盛り込まれるよとに求めたいと思っておりますが、もう一度お聞かせください。

原子力損害対策担当理事

指針の見直しにつきましては、ようやくというのが実感でありますけれども、これまで事故前の時価相当額というところから一歩も出なかったものが、ようやく生活再建あるいは被害者の救済というよとにところで一歩動き出したかなというところがございます。我々といたしましては、これで十分と言うことはありませんので、全ての損害がきちんと賠償されますよと、今後も指針に明確に記載されるよと取り組んでまいりたいと思っております。

神奈川県議

次に、再稼働問題についておたずねいたします。全協で東京電力にこの間宮川県議が聞きました。他の原発の再稼働で人員不足にならないのか、と。(柏崎刈羽原発を)申請したわけですから。そしたら、(東電・廣瀬社長は)どちらもしっかりとやっていくと。つまり汚染水対策も再稼働もやると言ったんですけれども、これで本当に安心できますか。私は、もう再稼働などあり得ないと思うんですね。東京電力に再稼働申請を取り下げるよとに求めたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

企画調整部長

再稼働に向けた申請につきましては、原子力発電所の新規制基準への対応に係る申請であると認識しておりますが、本県原発事故による甚大かつ広範囲な被害の実態や、事故収束作業における相次ぐトラブルにより、県民は不安な生活を強いられていることを踏まえ、国においては何よりも住民の安全・安心の確保を前提として検討されるべきものと考えております。

神奈川県議

私が聞いたのは、再稼働の申請取り下げをきちんと求めるのかどうかということなんですが、明確な答弁がなかったと思います。

企画調整部長

今回の申請につきましては、新規制基準への対応に係る申請であると認識しております。何よりも住民の安全・安心の確保を前提として検討されるべきものと考えております。

神奈川県議

そんな他人事のようなこと言っていていいんですか。体制だって大変ですよ。刈羽原発は1200人と昨日国会で答弁してますよね。この福島原発は1000人ですよ。あの震災当時の二年前は1300人いたんですよ福島に。なんで減らされてるんですか。こんなやり方でどうしてこの汚染水対策が出来ると思いますか。人員を全部よこせというのが私たち共通の思いですよ。そこのところをちゃんと踏まえて再稼働も「やめよ」と言わなきゃだめじゃないですか。もう一度お答えください。

企画調整部長

再稼働につきましては、本県原発事故の広範囲かつ深刻な被害の現実を踏まえまして、何よりも住民の安全・安心の確保を前提として、国において検討されるべきものと考えております。

神奈川県議

これ原子力規制庁も、人員をこちらに回せと指導・指示しましたよね。その規制庁自身だって、福島の現地には10人か11人しかいないんですよ。再稼働のためには80人も配置して、それでも足りないと言ってるくらいなんですから。おかしいじゃないですか。私は規制庁にもちゃんと再稼働を取り下げよと、東京電力にはそんな資格はないということはもう明らかなんですから、県から言わなくてどうするんですか。規制庁に求めて頂きたいと思いますが、いかがですか。

企画調整部長

今回の申請につきましては、国において厳正に審査されるべきものと考えております。

神奈川県議

県がそういう立場で本当にいいんですか。私は先ほども言いましたけど、東京電力はいまの汚染水対策のトラブルを見ても、もう担う資格はないと。もう東電は破たんさせてきちんとさせるということも言わなきゃいけないと思うんですね、県としては。原発の被災県なんですから、東電の破たん処理についてもちゃんと言及して、国に求めてほ

しいと思いますがいかがですか。

企画調整部長

東京電力の破たん処理につきましては、本県原発事故の一刻も早い収束と、被害の実態に見合った十分な賠償が確実かつ迅速になされるよう、国および事業者において判断すべきものと考えております。

神奈川県議

国や事業者が、「再稼働やります」「汚染水はそっちのけ」と言っても従うんですか。

企画調整部長

東京電力の破たん処理につきましては、国および事業者において適切に判断すべきものと考えておまして、県としましては何よりも原発事故の一刻も早い収束と、被害の実態に見合った十分な賠償が確実かつ迅速になされることについて、国が責任を持って取り組むよう求めてまいる考えであります。

神奈川県議

なんか人任せですね。私は県がそんな立場だとは思いませんでしたよ。破たん処理させるかどうか、それから再稼働させるのかどうか、ここは非常に重要な問題なんですよ。汚染水対策をやってく前提として、ちゃんと東電はどうあるべきかって言わなきゃ駄目じゃないですか。国はどうあるべきかって言わなきゃいけないんですよ。企画調整部長の役割は非常に大きいと思いますが、もう一度お聞かせください。

企画調整部長

本県原発の一刻も早い収束と被害の実態に見合った十分な賠償が、確実かつ迅速になされるよう、国および事業者において判断すべきものと考えているところであります。

神奈川県議

原発事故による避難者支援の在り方についておたずねいたします。災害救助法ではいろいろ救えない事例がたくさん出ておりますが、最初に仮設住宅への入居期間を複数年で、もっと長期間単位での延長ができるように求めて頂きたいと思いますがいかがですか。

原子力損害対策担当理事

仮設住宅の入居期間でございます。法令により、一年を超えない範囲で延長を行うことができる、とされており、現時点での仮設の入居期間は平成27年3月までとなっておりますが、引き続き復興公営住宅やインフラの整備状況等を踏まえ、入居期間の延長

を求めてまいります。

神奈川県議

あとでまとめておたずねしますが、その前に子ども・被災者生活支援法、先ほども質問ありましたけれども、全県域が対象にならなかったのは本当に残念なんですけれども、県として具体的にここ(全県)を対象に、と求めて頂きたいと思いますがいかがですか。

原子力損害対策担当理事

子ども・被災者支援法でございます。基本方針において支援対象地域に加え、準支援対象地域が設定されたことにより、本県全域が支援の対象となったことから、先ほどもお答えいたしました健康管理、医療の確保、住宅支援など、本県の実情を踏まえた施策の充実と、合せて必要な財源の確保に向け、国に対して働きかけていく考えであります。

神奈川県議

担当者の皆さん、本当に苦労していると思うんですよ。先ほども、延長のときには一年ごとにやるか複数年でやるか、毎回そうやらなきゃいけないでしょ。これ、何のためにつくったのかな、と思うんですよ

福島復興再生基本方針。わざわざ福島県の原発事故に起因するものは、法律までつくり、知事の意見も入れて基本方針ができています。この中にはちゃんと書いてあるんですね。しかし実際にはこれが活かされていないんじゃないかと私は思うんですよ。被災者支援の立場の方が非常に弱い。国がやらないんだったらやらないところをちゃんとやって、国に求めていただきたいんですね。この点についておうかがいいたします。

企画調整部長

避難者の支援につきましては、福島復興再生特別措置法等に基づき、住居の確保、雇用の確保、心のケアなど、避難者の安定した生活の実現に向けて取り組んでいるところであります。今後これら施策の効果を点検するとともに、避難者ニーズの多様化を踏まえ、必要に応じてきめ細かな支援策の充実や、継続的な財政支援等について福島復興再生協議会等を通じ求めてまいります。

神奈川県議

これは意見にしますけれども、この中には避難地域の支援ももちろん入っています。避難地域以外の全県民対象のものも入ってますよね。それから復興の事業も入ってます。このあたりをちゃんと見てですね、私は避難者の立場での支援を求めておきたいと思えますので。国に強く求めていただきたい。これは要望にいたします。

復興公営住宅の入居に関してですけれども、いま仮設のみなさんからも聞くそうですね、「この場所につくってほしい」とかですね、視覚障がい者の方から言われました。「せ

つかく馴れない所の土地勘をおぼえたのに、また新しい所に移るんですか」「親戚もいっしょに入居できないんですか」と、そんな要望がいっぱいあるんですよ。私は新しくつくったコミュニティも大事にさせていただきたいと思いますが、どうお考えですか。

避難地域復興局長

コミュニティの維持につきましては、同じ市町村単位での募集、親族や友人同士、仮設住宅で築かれたグループでの応募を可能とするよう配慮するとともに、復興公営住宅に併設する集会施設等を活用しながら、入居者同士や周辺に避難されている方々との交流が継続するための仕組みづくりなど、ハード・ソフト両面からすすめてまいります。

神奈川県議

いま答弁いただいた内容をぜひすすめて頂きたいんですね。その際に首長さんだけじゃなくて、住民の皆さんとの具体的な話し合い、話を聞く、そういう場で復興住宅がどうあるべきか考える、そういう場も必要ではないかと思いますがいかがですか。

避難地域復興局長

避難者の意見につきましては、住民懇談会や復興に関する委員会など、各市町村においてさまざまな機会をとらえてお聞きしておるところでございます。こうした各市町村の担当者が集う個別協議の場、それから住民意向調査等を通じて引き続き広く意見を聞きましてまいりたいと考えております。

神奈川県議

県がつくる500戸の入居について、入居募集条件はどうなりますか。

避難地域復興局長

募集につきましては、今後整備の進捗に合せまして、なるべく早い時期に方針を定め、募集を開始したいと考えてございます。

神奈川県議

時期じゃなくて、入居募集の要件です。

避難地域復興局長

復興公営住宅先行500戸の入居の募集条件でございますが、高齢者や障がい者、子育て世代の入居に配慮するというのが一つでございます。それからコミュニティの維持のための市町村単位での入居、それから今ほどご答弁申し上げました親族や友人同士、仮設で築かれたグループでの入居、こういったものが可能となるような入居基準を定めてまいりたいと考えております。

神奈川県議

500戸ではどうしようもないんですけど、ぜひすすめて頂きたいと思います。ところで、原発震災以降の自殺者数についておたずねいたします。

県警・生活安全部長

平成23年(2011年)3月以降自ら命を絶たれた方は、本年8月末現在で1,213人となっております。その動機は“健康問題”が最も多く、性別・年代別では男性が約7割を占め、50歳代や60歳代が多い状況にあります。なお、過去3年の数につきましては、平成22年(2010年)は540人、平成23年(2011年)は525人、平成24年(2012年)は453人となっております。

神奈川県議

内閣府にはこの中の震災関連の自殺者数が発表されていまして、38人いるんですね。先ほどの400~500人のうち38人が本県のこの原発事故などの要因で自殺されているわけなんです。災害関連死は1,500人を超えております。私はこれは数字(の問題)にとらえず、福島県の原発事故によるものだという認識で被災者支援にあたっていただきたいと思います。この項は終わります。

最後の項で、子どもの健康支援についてです。放射能によるさまざまな影響を受けた本県こそ、県立子ども病院をつくるべきだと思います。それは、ぜひ県中にもつくって頂きたい。そしてその中に、児童精神科を創設していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

保健福祉部長

県立子ども病院につきましては、現在県立医科大学に整備をすすめております福島国際医療科学センターの中に、子どもに特化した高度医療を提供する診療部門を設置し、救急・救命医療や小児がん医療の提供などにより、本県の小児医療体制の強化を図ることとしております。また児童の精神科医療につきましては、総合療育センター、郡山にございますが一での外来診療や、発達障害者支援センターでの診断・相談支援を実施しているところであり、今後ともこれらの施策等を通じて子どもの心身にわたる健康支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

神奈川県議

前にもおたずねしたことがございますが、県立子ども病院の設置ですね。医大には確かにそういう充実もあるでしょう。その後もっと私は全体をみる本格的な子ども病院を国にも求めてつくったらいいと思うんですね。先ほどの福島復興基本方針にも健康をちゃんと守ると書いてあるんですから、国からお金をもらってでもつくるべきだと思うん

ですね。研究施設はたくさんあっても医療機関が少ないのでは、子どもの本当の健康支援を守れるかどうか。その点でもう一度お聞かせください。

保健福祉部長

実際、郡山にございます総合療育センター自体は、よその県では子ども病院と呼んでいる県もございます。まずは子どもの診療の出来る、医療の診療科は様々ございますが一子どもの診療が出来るお医者さんというのは非常に本県では少ない状況になっておりますので、まずは医科大学の国際科学医療センター等の子ども医療センターの中でですね、各分野の子どもに特化した診療の出来る医師の育成を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

神山県議

順番を変えます。子どもや母親のストレスや健康面での相談について、震災後、県はどのように取り組んでいるのかおたずねいたします。

子育て支援担当理事

県では昨年度から、出産や母乳育児の専門家である助産師による電話健康相談窓口を設置しているほか、母親同士の交流を図る子育てサロンを開催してございます。さらに今年度は保護者が保育所で健康不安などの相談ができるよう、保育士を対象に3日間の専門的な研修を実施するとともに、福島に帰ってきた母親たちの悩みを共有する場となる“ママカフェ”を設置・運営してございます。今後とも一人ひとりの悩みに寄り添うきめ細かな相談体制の充実に努めてまいる考えであります。

神山県議

最後に教育長におたずねいたします。ふくしまっ子応援体験事業、非常に効果があるし待たれてますので、その点についてのお考えをお聞かせください。

教育長

ふくしまっ子体験活動応援事業につきましては、利用実績や関係団体等の要望などを踏まえ必要に応じて見直しを図ってきたところであり、来年度につきましては事業を取り巻く状況等を勘案しながら検討してまいる考えであります。

以上